

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成28年8月10日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（31名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君	27番 日置 香 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（1名）

26番 長屋 芳成 君

○委員以外の出席者

農業員会事務局長	足立 光明 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	洞戸事務所係長	山田 喜一 君
板取事務所主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所係長	中村 正 君	上之保事務所主事	大野 千春 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）連日の猛暑で鉄板の上に乗っておるような状況が続いております。テレビではリオオリンピックの開幕、高校野球では県代表の中京も14年ぶりに1勝したこと、イチローがメジャー通算3000本安打を30人目に達成したことなどが話題になっております。また天皇陛下が突然、8日に生前退位の思いを語られました。私も岐阜県で行われた植樹祭、国体、全国豊かな海づくり大会の3つを皇室の3大行幸啓として出席をされ親しくお顔を見ることができました。また平成21年には秋の園遊会に招待され、関市の議会から初めて参加させていただき、海づくり大会の前の年でしたので、関の小瀬で初めて川でやるとお願いを、天皇皇后両陛下にお話をする榮譽をいただきました。そんな思いを胸にたいへんな激務をこなされているという事を承知をしながら、天皇陛下のお言葉を聞いておりました。もうすぐお盆ですがみなさん方には、体に一番気を付けてこの夏を乗り切ってほしいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ありがとうございました。続きまして、農業委員会事務局長の足立がご挨拶いたします。

○事務局長（足立光明君）毎日暑い中ですが、みなさま体調管理を充分していただきまして、テレビ等楽しんでいただければよろしいかと思います。本日の議題も沢山用意しておりますが、十分な審議をしていただきまして速やかに進めていただきますようお願いいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ありがとうございました。続きまして、3番の欠席委員の報告ですが、26番の長屋委員が欠席です。また、遊休農地調査ですが7月でいつもより早い時期でしたが、やっただきましてたいへんありがとうございました。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

17番の安田委員、18番の篠田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局より説明いただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、神野地内、神野本郷集会所の東北東210mほどに位置する田662㎡です。譲受人は、父である譲渡人の申し出により、申請地の持ち分を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人である息子に申請地の持ち分を贈与するというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、農地性有り確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、東志摩公民センターの南南西310mほどに位置する畑、148㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。経営農地は、関市の外に美濃市に20a

の経営農地があります。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、千疋地内、千疋体育館の北東400mほどに位置する農振農用地である田2492㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため、今まで農業経営に関わってきってもらっている譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、下白金地内、JAめぐみの金竜支店の南270mほどに位置する農振農用地である田973㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難になってきたため、弟である譲受人に無償で譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

5番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸市場地内、洞戸保育園の西120mほどに位置する農振農用地である畑573㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。3条の外に、今回の議案第5号の利用権設定にあります。約1.8反を借りられる予定です。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

1番の案件は、私の担当ですが、異議ありません。

○12番（八木豊明君）2番の案件について、異議ありません。

○15番（山田晴重君）3番の案件について、異議ありません。

○17番（安田孝義君）4番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）5番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の5件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第2号 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、鋳物師屋7丁目地内、関中央病院の北北西120mほどに位置する田889㎡のうち

119㎡です。申請人は、申請地の近隣にてアパート経営をされており、自身が経営しているアパートの駐車場が手狭になってきたため、申請地にアパート居住者用の駐車場を整備したいというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は7ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、豊岡町一丁目地内、弥生公園の東130mほどに位置する田469㎡のうち159㎡です。使用借人は、使用貸人とその夫であり、現在市外に居住しており、故郷である関市に居住したく申請地を借り受けて自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ無償で貸し付けるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

2番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋区画整理事業地内、北天神公民センターの南160mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地229㎡です。譲受人は、賃貸住宅に居住しており住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、不動産業を営んでおり、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

事業計画変更の1番と同時許可案件となります。

3番の案件 位置図は9ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、市平賀地内、富岡保育園の南東90mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地2筆149㎡及び登記地目田、現況地目雑種地189㎡、計3筆338㎡です。賃借人は、不動産の管理等を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け店舗兼共同住宅及び駐車場を整備したいというもの。賃貸人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難であったため賃借

人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

4番の案件 位置図は10ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの北西160mほどに位置する田26㎡です。譲受人は、申請地の東側に居住しており、申請地を譲り受け、駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、申請地は不整形で狭小、周りを宅地に囲まれた状況であり、農地として管理していくには困難であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は11ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の南西360mほどに位置する田1500㎡です。譲受人は、申請地の道路を挟み北側にて自動車部品等の製造加工、販売等を業としている法人であり、申請地を譲り受け、不足している大型車や従業員の駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は12ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は東田原地内、大杉公民館の北北東320mほどに位置する畑493㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である娘の夫の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

7番の案件 位置図は13ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は東田原地内、東田原公民館の南西340mほどに位置する田3084㎡のうち301.25㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

8番の案件 位置図は14ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は神野地内、本郷集会所の東北東210mほどに位置する田107㎡です。使用借人は、申請地の西隣にて居住しており、農機具倉庫等が手狭になってきたため申請地を借り受け、納屋を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人とその父であり、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区

分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

9番の案件 位置図は15ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、小野地内、小野構造改善センターの南南西190mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆400㎡です。使用借人は、現在両親と同居しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

10番の案件 位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は、塔ノ洞地内、塔ノ洞環境保全農業推進センターの南南西160mほどに位置する畑66㎡です。譲受人は、内装業を営んでおり、工具材料を保管する倉庫が不足しているため、叔父である譲渡人から申請地を無償で譲り受け、物置を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

11番の案件 位置図は17ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、小瀬長池町地内、東海北陸自動車道関SAの北400mほどに位置する田234㎡です。賃借人は、各種生活用品等の製造販売等を業とする法人であり、申請地を借り受け手狭になっている駐車場を整備したいというもの。賃貸人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

12番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は、新田地内、新田公民センターの南西160mほどに位置する畑214㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難であったため、申請地を譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は、池尻地内、池尻西集会所の北360mほどに位置する田746㎡です。譲受人は、申請地の東隣に位置し強化プラスチック及び高圧ガスの製造、販売等を業としている法人であり、事業敷地及び従業員駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け従業員用駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難であったため、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。隣接農地の

承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる事業敷地の2分の1以内の拡張に該当するため、許可相当と判断します。

14番の案件 位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、中福野町地内、西部公民センターの南西470mに位置する登記地目畑、現況地目畑及び一部雑種地998㎡です。賃借人は、医者であり、申請地を借り受け、診療所を開設したいというもの。賃借人は、賃借人の要望に応じて申請地を貸し付けるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

15番の案件 位置図は21ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、東海北陸自動車道関SAの西南西270mほどに位置する田396㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、孫娘の住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありを確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお申請地は、平成15年に近隣スーパーへの貸駐車場として農地転用許可を取ってみえますが、平成25年に農地に復旧されたため、再度農転が必要になりましたので申し添えます。

16番の案件 位置図は22ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの東南東470mほどに位置する畑一部雑種地396㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

事業計画変更の4番と同時許可案件となります。

17番の案件 位置図は23ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、小屋名地内、赤土坂公民センターの北西500mほどに位置する田2筆990㎡です。賃借人は、申請地の西隣に位置し、紙の加工販売及び印刷業を業とする法人であり、事業拡張のため申請地を借り受け、自己用倉庫及び駐車場として整備したいというもの。賃借人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありを確認しております。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から10年間としています。

18番の案件 位置図は24ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、小屋名地内、赤土坂公民センターの東北東260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑464㎡のうち201㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。

使用貸人は、孫娘の夫である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

19番の案件 位置図は25ページになります。

所有権移転 申請地は、下白金地内、白金水源地の南南東160mほどに位置する田702㎡です。譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

20番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は、上之保宮脇地内、上之保浄化センターの北北東420mほどに位置する畑100㎡及び登記地目畑、現況地目雑種地66㎡、計2筆166㎡です。譲受人は、3家族で同居しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地の北側にある農地と一体利用し自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

21番の案件 位置図は27ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、上之保宮脇地内、上之保浄化センターの北北東420mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地95㎡です。使用借人は、先ほどの20番の譲受人の妻であり、3家族で同居しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、申請地の南側にある農地と一体利用し申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

22番の案件 位置図は28ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸大野地内、中濃消防組合洞戸出張所の北北東360mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地59㎡です。譲受人は、申請地を譲り受けて、譲受人の母が申請地近隣に計画している保養所への貸しだす駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

23番の案件 位置図は29ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町平地内、JAめぐみの美濃農業サポートセンターの北東530mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地205㎡です。譲受人は、申請地の西側に居住しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があり

ます。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

事業計画変更の1番と同時許可案件となります。

24番の案件 位置図は30ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小の南南西180mほどに位置する農振農用地である田、1794㎡です。賃借人は、砂利採取業を営んでいる法人であり、次の25番に出てきますが、申請地の南側にて砂利採取の計画をしており、申請地を借り受けて、その砂利採取の際の表土置場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。賃貸借の期間は、許可日から12カ月としています。

25番の案件 位置図は31ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、武芸川町八幡地内、武芸小の南西170mほどなどに位置する農振農用地である田5筆5603㎡です。賃借人は、24番の賃借人と同一法人であり、申請地を借り受け、砂利採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。賃貸借の期間は、許可日から12カ月としています。

以上、所有権移転に関するもの11件、使用貸借権の設定に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの6件、計25件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番、2番、3番の案件について、異議ありません。

○2番（早川誠一君）4番、5番の案件について、異議ありません。

○3番（佐藤久雄君）6番、7番の案件について、異議ありません。

○6番（佐藤善一君）8番、9番の案件について、異議ありません。

○9番（石木治男君）10番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）11番、12番、13番、14番、15番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）16番、17番、18番の案件について、異議ありません。

○17番（安田孝義君）19番の案件について、異議ありません。

○23番（土屋尊史君）20番、21番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）22番の案件について、異議ありません。

○29番（相宮千秋君）23番の案件について、異議ありません。

○35番（岩田幸子君）24番、25番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の25件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)先程の議案の11ページ22番の現況地目畑となっておりますが、雑種地でしたので訂正しお詫びさせていただきます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋区画整理事業地内、北天神公民センターの南160mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、換地後の面積は229㎡です。当初事業計画者は、不動産業を営んでおり、平成28年2月29日に5条申請にて分譲宅地6区画としてそれぞれ販売する予定であったが、申請地は区画整理事業施行区域内の仮換地(飛び換地)であり、仮換地では、地目変更することができないと法務局より指摘があったため計画が中断し、その後平成28年6月30日には、当初の許可を6分割して分筆の事変許可がなされていたというもの。承継者は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというものです。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5条の2番と同時許可案件となります。

この区画に関しましては、6区画あり6月に4区画出てきまして、今回1区画出てきましたので、あともう1区画は売買契約が出来た場合には5条と事変が出てくるという案件です。

2番の案件 位置図は32ページになります。

所有権移転 申請地は志津野地内、志津野長坂集会所の南280mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地11㎡です。当初事業計画者は、昭和56年10月30日付け5条許可申請にて住宅及び工場を建築する予定であったが、諸事情及び東海環状自動車道の道路用地等の買収にかかり、事業計画を中止していたというもの。承継者は、申請地の北隣に居住しており、申請地を譲り受け、手狭であった駐車場を整備したいというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は33ページになります。

所有権移転 申請地は広見地内、広見蔵屋敷組自治会集会所の道路を挟み東向ほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地452㎡です。当初事業計画者は、昭和48年11月28日に5条申請にて、自己用の住宅を建築する予定であったが、資金面で支障をきたし計画がとん挫したというもの。承継者は、申請地の南隣に居住しており、申請地を譲り受けて、手狭になっている庭や駐車場として整備したいというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は小屋名地内、小屋名公民センターの東南東470mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地146㎡です。当初事業計画者は、昭和58年12月15日に5条申請にて駐車場として整備する予定であったが、資金面や必要性において支障があり、計画を中止していたもの。変更後の事業計画者は、現在賃貸住宅に居住しており、当初事業計画者である両親より申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦し

ているため、第3種農地と判断します。

5条の16番と同時許可案件となります。

5番の案件 位置図は29ページになります。

所有権移転 申請地は武芸川町平地内、JAめぐみの美濃農業サポートセンターの北東530mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地205㎡です。当初事業計画者は、平成16年7月29日に5条申請にて自己用の住宅を建築する予定であったが造成工事を行ったところで、建物や駐車場の規模等支障があり、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、申請地の西隣に居住しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の駐車場として整備したいというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

5条の23番と同時許可案件となります。

以上5件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○6番（佐藤善一君）2番の案件について、異議ありません。

○14番（村井由和君）3番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）4番の案件について、5条の16番と同じ案件で異議ありません。

○29番（相宮千秋君）5番の案件について、5条申請と同じ案件で異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第5号 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は16ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規6筆2件、賃貸借権の設定に関するもの更新9筆1件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、9筆14, 802㎡、畑が3筆1, 830㎡、地区は下有知、洞戸市場、上大野の3地区です。設定移転を受ける方は、山藤寿ほか2者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第5号の農地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第6号 関市長より、地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定協議がありましたので、意見を求めます。

議案は18ページから20ページになります。

地籍調査に関しましては、6月に武儀の下之保響野の案件が出てきておりましたが、今回は上之保地区から出てきております。19ページで左側が地籍調査前で右側が地籍調査後です。

現場を見てきましたが、殆どが山林でした。

田では93筆1.56haあるものが、合筆とか山林に変わったりしまして、0.07haになっております。畑では2.91haあるものが、0.42haになっておりまして、田と畑の両方で3.98ha農地が減って殆どが山林に変わったということです。

しかし、山林は60.42haで農地が減って増えた分を含めましても59.62haになっており0.8ha減っております。なぜかということですが、合計66.72haあったものが62.05haと減っておりますので、元々測量ミスだったということで、今回の地籍調査で正確な面積になり少なくなったという事です。

農地に関しましては、実際は農地だったのが山林とか山林化している所が殆どでした。位置は、20ページの上之保行合の馬渡という矢印の辺りの山側でしたので、響野でしたら宅地や雑種地となったものがたくさんありましたが、今回の所は殆どが山林に変わっています。また、この調査につきましては、平成23年に調査をされているそうですし、上之保地区につきましては昭和61年から地籍調査をしていたと聞いております。

○議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございせんか。

○23番(土屋尊史君) 3.98haが減ったという事ですが、急傾斜の関係の補助事業の部分のマイナスというような事は出てこないのですか。

○事務局課長補佐(長尾成広君) そういう所は入っておりません。本当に山の中です。

○23番(土屋尊史君) 急傾斜だけでは足りないから、それを含めて面積を確保しているような所がかなり上之保ではあるので、それを削ってしまうと補助面積が足りなくなるというような所はないですか。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 農地の所ではないです。一つ農振農用地で山林というのがあり、そこが案件になるだろうという所はあります。農林と相談する案件はあります。

○議長(佐藤善一君) (「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり都市整備課へ通知することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第6号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり意見なしと回答することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

議案は21ページになります。今回1件の届出があります。

番号1の案件 賃借人は亀山美和さん、小屋名字神明西地内の田1筆488㎡です。

合意解約日は、平成28年7月23日です。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の農業委員会の総会は9月7日水曜日午前10時から市役所6階大会議室で行います。また、先月の総会でもお話させていただきましたが、農地利用最適化推進委員は関市ではまだ新法になっていませんが、その大会が8月31日水曜日午後1時から各務原市民会館でございます。昨年と同じ場所でございます。出席の方はよろしくお願ひします。

○17番（安田孝義君）7月19日に農業者年金加入推進の研修会がありまして、農業委員会と事務局から計5名出席してまいりました。恵那市、白川町の取り組みをお聞きしてきました。それぞれ市町村が苦勞してみえるという事でした。関市では26年度2名の加入者がありましたが昨年度はゼロということでした。今年岐阜県の加入目標は52名であり、そのうち関市は1名ということできております。なかなか対象者がお見えにならず、目標を達成することが出来ておりません。新しく農業につかされる方にとっては、非常に有利な年金制度だと思っております。国民年金加入者で、60才以下の方などそういう対象者の方が市内でお見えになれば、すぐに対応させていただきますので、ご紹介をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○23番（土屋尊史君）確か加入しようと思うと、本人が国民年金の1号加入者でないといけないので、その部分でみなさん辞めてしまわれる。そこをクリアできないと、入りたくても入れない。扶養になっている人では入れない。それが支障になる部分ですね。

○議長（佐藤善一君）農業者年金について安田さんよりお話いただきましたが、関市で1名という目標が来ておりますので、みなさん方でそういった方がお見えになりましたら、年金委員さんの方へお話をしていただけたらと思ひます。

これをもちまして閉会といたします。

午前11時14分 閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

⑩

1 7 番 関市山田 6 0 5 番地

⑩

1 8 番 関市側島 5 6 7 番地 1

⑩